

第1回 東京都児童福祉審議会専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和6年6月25日(火) 17時58分～20時01分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 委員・行政職員紹介

2 議事

(1) 部会長・副部会長選任

(2) 現行の社会的養育推進計画に係る進捗状況について

(3) 新たな社会的養育推進計画案の検討について

ア 策定に向けたスケジュールについて

イ 国が示した計画策定要領・指標について

ウ 新たな計画におけるパーマネンシー保障の考え方について

エ 新たな計画における理念・目標案について

オ 代替養育を必要とする児童数の推計案について

カ 子供へのヒアリング・アンケートの実施について

キ 指標・必要量見込等に関する調査について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員：

新保部会長、横堀副部会長、掛川委員、木村委員、齋藤委員、左近士委員、高田委員、
田中委員、都留委員、中板委員、能登委員、古川委員、増沢委員、宮原委員、武藤委
員、米山委員、柏女委員

5 配布資料

【資料】

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都社会的養育推進計画の概要

資料3 東京都社会的養育推進計画(令和2年3月)における取組の進捗状況一覧

資料4 東京都社会的養育推進計画(令和2年3月)における指標一覧

資料5 新たな社会的養育推進計画の策定スケジュール

- 資料 6 次期推進計画策定要領について
- 資料 7 社会的養育推進計画策定要領上の記載事項・指標
- 資料 8 本日の会議における主な論点
- 資料 9 新たな計画におけるパーマネンシー保障について
- 資料 1 0 新たな社会的養育推進計画の理念・目標・視点
- 資料 1 1 代替養育を必要とする児童数の推計案について
- 資料 1 2 計画策定に向けた子供へのヒアリング・アンケートの実施について
- 資料 1 3 指標・必要量見込等に関する調査案
- 資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体

開 会

午後5時58分

○企画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。私は、事務局の書記を担当させていただきます福祉局子供・子育て支援部企画課長の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。すみません、着座にて失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。本専門部会の委員は、委員16名、オブザーバー1名の計17名でございます。本日は委員の皆様全員御出席となっております。柏女委員がオンラインで御参加いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の会議資料についてでございますが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。

次第に記載のとおり、資料1から資料13までと、あと資料集がございます。統合版の第1回専門部会資料のファイルを基に御説明を進めていきますので、個別資料ごとに分けたファイルや資料集は必要に応じて御覧いただければと思います。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。前の画面に戻る場合は、画面上をタップすると左上に戻るボタンが表示されますので、そちらをタップしていただけますようお願いいたします。

タブレットについて不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。柏女委員におかれましては、挙手をしていただきつつ、またTeamsの挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから今期第1回目の東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

本専門部会は、令和6年2月5日に開催いたしました第2回本委員会において設置を御

承諾いただきまして、その後、委員長と御相談の上、委員長から専門部会委員として御指名いただいた委員の方に御参加いただいております。

また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づきまして、新たに9名の委員の方に臨時委員として御就任いただいております。

第1回目の専門部会でございますので、資料1「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」を御覧いただきまして、この名簿の順番で委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。掛川委員でございます。

- 掛川委員 掛川でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました木村委員でございます。
- 木村委員 木村でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました齋藤委員でございます。
- 齋藤委員 齋藤です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました左近士委員でございます。
- 左近士委員 左近士です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新保委員でございます。
- 新保委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画課長 高田委員でございます。
- 高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました田中委員でございます。
- 田中委員 お願いします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました都留委員でございます。
- 都留委員 都留です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 中板委員でございます。
- 中板委員 中板です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました能登委員でございます。
- 能登委員 能登でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました古川委員でございます。
- 古川委員 古川でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました増沢委員でございます。
- 増沢委員 増沢と申します。よろしくお願いいたします。

- 企画課長 宮原委員でございます。
- 宮原委員 宮原です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 新たに御就任いただきました武藤委員でございます。
- 武藤委員 武藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 横堀委員でございます。
- 横堀委員 横堀です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 米山委員でございます。
- 米山委員 米山です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 オブザーバーとして、柏女委員でございます。よろしくお願いいたします。
- 柏女委員 よろしくお願ひいたします。
- 企画課長 次に、行政側のうち幹事長、幹事、書記について御紹介をさせていただきます。
幹事長を務めます子供・子育て支援部長、西尾でございます。
- 子供・子育て支援部長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 幹事を務めます子供・子育て施策推進担当部長、瀬川でございますが、業務の都合により、欠席をさせていただきます。
総合連携担当部長、竹中でございます。
- 総合連携担当部長 竹中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画課長 書記を務めます子供・子育て支援部家庭支援課長、安藤でございます。
- 家庭支援課長 安藤です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 同じく、育成支援課長、岡本でございます。
- 育成支援課長 岡本です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 同じく、子供・子育て計画担当課長、平川でございます。
- 子供・子育て計画担当課長 平川です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 同じく、事業調整担当課長、横森でございます。
- 事業調整担当課長 横森でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 同じく、事業連携担当課長の砂賀でございます。
- 事業連携担当課長 砂賀です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長 改めまして、企画課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

そのほか関係職員については、資料1のとおりでございますので、紹介については割愛させていただきます。

ここで、子供・子育て支援部長の西尾から一言御挨拶を申し上げます。

○子供・子育て支援部長 子供・子育て支援部長の西尾でございます。本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほども話をさせていただきましたが、先に開催をいたしました今期第2回の児童福祉審議会本委員会におきまして、新たな社会的養育推進計画策定に向けた検討を行います本専門部会の立ち上げを御承認いただいたところでございます。新たに委員に御就任いただいた皆様を含め、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、快く本専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現行の社会的養育推進計画でございますが、児童福祉審議会専門部会を設置させていただきますまして、委員の皆様方の意見を伺いながら、令和2年3月に策定をさせていただいたところでございます。

この計画でございますが、令和6年度を中間年といたしまして見直しを図ることとしておりまして、令和5年度末には国から次期推進計画の策定要領が示されたところでございます。

今期の専門部会では、新たな計画の策定に向けまして、国の要領や都におけます社会的養護の状況を踏まえながら、家庭養育優先の原則、それからパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方、さらには、まだまだケアニーズの高い児童がおります、こういったことをテーマを中心に据えまして、皆様方から専門的な視点、現場の実情を踏まえながらの視点をいただきながら、幅広く議論を進めてまいりたいと考えております。

専門部会は、今回を含めまして年末まで5回の開催を予定しております。頂戴いたしました御意見を踏まえながら、都といたしまして計画を策定し、具体的で実効性のある施策を講じていく決意でございます。皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

部会長、副部会長の選任でございますが、まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第3項では、部会長を互選により選出することになっております。また、副部会長についても、部会長が御不在時に御対応いただくために選任してはいかがかと思いますが、このことについてはいかがいたしましょうか。

○中板委員 大変僭越ではございますけれども、児童福祉の専門家でもあり、これまでの御経験、それから御実績が豊富でいらっしゃる新保幸男委員に部会長を引き受けていただけたらと思っております。

また、副部長については、部長に一任して選任していただくのがよいのではないかと
思います。

○企画課長 ありがとうございます。ただいま中板委員から、部長には新保委員、副部長は部長に一任という御発言がございました。もし御異議がなければ、そのように決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、本部会の部長は新保委員、副部長は部長に一任ということで決定させていただきます。

それでは、新保部長に御挨拶をお願いいたします。

○新保部長 とても大切な社会的養育に関する検討を行うこの場に皆さんにお集まりいただき、本当にありがとうございます。人口がとても多い、子供の人口がとても多いということは、それだけ考えなければいけないテーマが多々あると思います。

そして、同じように各自治体でこの計画が進められていますので、東京都として、それらのモデルになるようなものをぜひつくりたいという思いを持っています。それぞれ多くの知見をお持ちの委員の皆さん方の御協力を得ながら、また事務局の御協力を得ながら、大切な計画をつくっていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、新保部長、副部長の御指名をお願いいたします。

○新保部長 ありがとうございます。横堀委員に副部長をお願いしたいと思います。社会的養育の領域で、ずっと大事な仕事を継続してやってくられました。特に里親のことについて、私は教えを請うことがとても多くあります。ぜひ横堀委員をお願いしたいなと思います。

○企画課長 ありがとうございます。横堀委員、いかがでしょうか。

○横堀副部長 ご指名いただきました横堀でございます。まことに僭越でありますけれども、私は、都の児童福祉審議会里親認定部会で、社会的擁護の取組について毎回学びをいただくとともに、さまざまな課題と一緒に考えさせていただいてきている者です。そこで、そういった立場から、私自身は微力ではありますが、皆様方と、この場に資するような議論を御一緒に展開できたらと考えますので、お引受けしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は新保部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○新保部会長 それでは、早速審議に入らせていただこうと思います。

先の本委員会において、今期の審議テーマは、新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討ということで、この専門部会を設置して審議していくこととなりました。新たな計画策定に当たっては、児童福祉法の改正や、国の社会保障審議会児童部会の令和3年度の社会的養育専門委員会の報告書などを踏まえ、都としてどのように計画に盛り込んでいくのか、児童福祉審議会として議論してまいりたいと思います。

本日は、まず、東京都のこれまでの取組や現状を踏まえた検討の視点などについて事務局から御説明をいただいた後、意見交換を行って、今後の課題などを整理してまいりたいと思います。

ではまず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは私から、現行計画の概要、取組の進捗状況、指標について御説明をさせていただきます。

まず、資料2「東京都社会的養育推進計画の概要」を御覧ください。

こちらは現行計画の概要を示したものでございます。

現行計画は、計画期間が令和2年度から令和11年度までの10年間となっております。

第2章で、「東京都の状況」について示しておるところでございますが、児童数の推計といたしましては、代替養育必要とする児童、平成30年度の計画の策定時は3,981人としていたところ、令和11年度の見込みとしては4,698人としている計画でございます。

また、下段の里親等委託児童数、こちらは平成30年度、現行計画の策定時におきましては14.3%であったものを、令和11年度の目標といたしましては37.4%ということで目標を設定しているところでございます。

右側に、第3章、「東京都における具体的な取組」といたしまして、1番から7番まで項目を目標をそれぞれ設定いたしまして記載しているところでございます。

1の「家庭と同様の環境における養育の推進」、2の「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」をはじめとして、7項目を目標として設定しております。

続きまして、これらの項目についての進捗状況、取組状況でございます。

資料3「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）における取組の進捗状況一覧」を御覧ください。

こちらは、各目標ごとに取組状況を示したものでございます。

まずは、1番の「家庭と同様の環境における養育の推進」でございます。

こちらは3点、具体的な取組として挙げておりますが、「（1）里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」についての取組状況でございます。令和5年度までの取組といたしましては、里親制度の普及啓発といたしまして、不妊治療の医療機関や様々な関係機関を通じてリーフレットの配布などを進めてまいりました。また、里親トレーニング事業として、未委託里親に対するトレーニングの実施なども実施しております。令和6年度につきましても、引き続き普及啓発などに取り組むとともに、二重登録について長期の受託も可能とするよう運用を変更しているところでございます。

「（2）里親に対する支援」でございます。こちらこれまでフォスタリング機関の事業として、毎年実施機関を増やしてまいりました。また、里親子のサポートネットの事業も展開してまいっております。令和6年度につきましても、引き続き普及啓発、フォスタリング機関については都内全域で全部の児童相談所で実施するということと、里親子のサポートネットにつきましても引き続き実施していく予定となっております。

「（3）特別養子縁組に関する取組の推進」でございます。こちらは、これまでも新生児委託推進事業を取り組んでまいりまして、令和5年度の実績は13件となっております。また、民間養子縁組あっせん機関との連携、養子縁組成立後の支援に係る事業などを実施しております。引き続き令和6年度につきましても継続して実施していく計画でございます。

続きまして、2番の「施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備」でございます。

3点ございますが、「（1）施設の小規模かつ地域分散化の促進」でございますが、こちらこれまで小規模化に取り組む施設を支援してまいりましたが、令和6年度も引き続き計画に取り組んでまいる予定でございます。

「（2）ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実」でございます。これまでの実績といたしましては、児童養護施設における専門機能強化型児童養護施設を都内39施設で実施しているところでございます。また、東京都石神井学園におきまして連携型専門ケア機能モデル事業を実施してまいりまして、定員12名で児童を受け入れて支援をしているところでございます。こちら引き続き、専門機能強化型の拡大について取り組んで

いきたいと考えております。また引き続き、石神井学園の連携型専門ケア機能モデル事業についても取り組んでまいります。

続きまして、次のページでございます。

3番の「社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援」でございます。

こちら、これまでの取組といたしましては、自立支援担当職員、自立支援コーディネーターやジョブトレーナーを含む、施設のこういった職員の配置を進めてまいりました。引き続き、令和6年度においても進めてまいります。

続きまして、4番、「児童相談所の体制強化」でございます。

こちらで児童福祉司、児童心理司についても、計画的に増員を図ってきたところでございます。引き続き増員の計画を進めていくとともに、4つ目の丸にございますとおり、令和6年度、都と区市町村が一体的に児童相談業務に取り組めるように、新たに設置した総合連携担当において、具体策を検討して、区立児童相談所、子供家庭支援センターに対する総合調整機能を強化していきたいと考えております。

5番、「一時保護児童への支援体制の強化」でございます。

こちら一時保護件数の増加に緊急に対応するとともに、通学対応など個別のニーズ対応ができるように民間事業者に委託を行うなど、一時保護の体制強化を図ってまいりました。令和6年度につきましては、国が示している一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づきまして、今後条例を制定して、さらに条例の制定と併せて一時保護要領も改訂するというところで考えております。

最後、6番、「子供・子育て家庭を支援するための取組」でございます。

「(1)当事者である子供の権利擁護の取組」で、子供アドボケイトの検討委員会の運営などについてでございますが、令和5年度までの取組といたしまして、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会を開催して、色々と制度の検討をしてまいりました。令和6年度は、児童相談所に併設する一時保護所及び里親家庭において意見表明等支援のモデル事業を実施する予定でございます。

続きまして、資料4「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）における指標一覧」でございます。

こちらは計画に定めている評価指標の取組実績でございます。

左側が評価のための指標、一番右側が令和5年度実績、直近の実績を記載したものでございます。

里親につきましては、着実に件数などを増やして、人数、家庭数なども増やしているところでございます。

また、児童福祉司の数も計画的に増員を図ってきているところでございます。

一時保護所での取組状況でございますけれども、依然として新規保護人数につきましては増加傾向というような状況でございます。平均入所率も増加傾向、平均保護日数についても長期化となっております。

また、数値目標につきましては、里親委託率、先ほど申し上げました37.4%に対しまして、令和4年度の実績で17.2%というような状況になっております。

現行計画の概要と取組状況、指標については以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、現行計画の概要、取組の進捗状況、指標について御説明をいただきました。これらの内容について御質問などございましたら、ぜひお願いいたします。

では、お願いいたします。

○齋藤委員 母子生活支援施設から来ました齋藤と申します。

この資料の考え方の中で、前提として10年間ということ、前期が母子生活支援施設の団体が入っておりませんでしたので、後期のところから、この辺りのところに入ってくるのではないかと思います。資料を見ますと、全体的には母子生活支援施設を活用するということがあり感じられない部分ではありますが、例えば資料2のところ、施設におけるとか、家庭養育優先とかという話が色々出ておりますので、大前提として、母子生活支援施設も社会的養護の1つであるということと、実親による養育支援を行っているということ、また、妊産婦等の支援も行っているということ、これを前提で取り扱っていただくとありがたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。母子生活支援施設に対する貴重な御提案ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○米山委員 米山でございます。

資料2の「東京都の状況」についてです。

私自身、障害児支援を、40年やっています。国のこども家庭庁から出ました令和6年2月29日付の報告で、令和4年度の障害児入所施設、いわゆる児童福祉施設の入所児童の中でのケアニーズの高い子供とか、そういう割合が全部出ていますけれども、その中で、

平成30年からやっと児童福祉施設でもある障害児入所施設もその統計の中に入るようになったのですが、今回、令和5年2月1日の調査で障害児入所施設に入っている41%余り、42%弱が、実は被虐経験のある子供ということで、社会的養育が必要な子供たちが4割入所しているという状況で、措置、契約という課題はあるにしても、御家庭の養育が難しい方が入所されていることがあるので、4割、実際には大方が社会的養育が必要な子供たちが入所されているという現状もありますので、今後、障害児の入所施設にも触れながら計画を立てられるとよいと思います。

以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。障害児入所施設と児童虐待、そして社会的養育の関係について、貴重な御指摘であったと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○武藤委員 武藤でございます。

専門機能強化型児童養護施設のことで少し質問したいのですが、最大多かったときには45施設ぐらいが登録していたような気がするのですが、44になって、最近さらに少なくなっているような気がするので、私どもの感覚からすると、今、児童養護施設に非常にケアニーズの高い子供たちが入っていて、全ての施設がやはり専門機能を強化しないとやれないのではないかと思うぐらいの状態なのなのですが、この下がった原因のようなものは今後調査するのか、それとも東京都で把握していらっしゃるのかどうか、質問したいと思います。

○育成支援課長 育成支援課でございます。

今、詳細な調査のデータを持っているということではないのですが、申請をしていた施設が翌年申請しないというところで状況を聞きますと、医師や心理など専門職の確保ができなかったので今回は申請しないというようなお声が多いので、そういう人材確保のことが数が減っている原因ではないかというように今のところ考えております。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

では、お願いします。

○増沢委員 フォスタリング事業のことで少し御質問させていただきたいと思います。

東京都は、非常に独自のフォスタリング機能を展開しているということもきちんと理解しているつもりなのですが、今度、児童福祉法の改正で、新しく里親支援センターが児童

福祉施設としてできるということなのですが、その里親支援センターということが全くここに出ていないのですけれども、どのような、現状の展開で行くのか、新たにそういうものをつくるということなのかという辺りを少し聞かせていただきたいと思います。

○育成支援課長 育成支援課でございます。

里親支援センターについてでございますが、法改正がされまして、東京都としても基準条例等を改正をしたところでございますが、国の制度として、フォスタリング機関事業も当面並存すると聞いております。

今、東京都の場合は、現行の計画において全ての児童相談所の管内でフォスタリング機関を設置するというところで進めておりまして、令和7年度で全ての児童相談所で一旦設置が終わるということになってはいますが、まずそこまではフォスタリング機関事業を進めまして、その後、里親支援センターへの移行につきましては、もちろんこの計画の策定の検討の中でも、委員の皆様の御意見をいただきながら検討していただきたいという考えです。現状の現行計画の実施状況ということで、全てこちらに関しては実績で資料をつくらせていただいております。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、お願いいたします。

○都留委員 都留です。よろしく申し上げます。

2点ほどあるのですが、ファミリーホームの設置数が30ホームなのですが、こちらは施設型のファミリーホームなのか、もしくは里親型のファミリーホームなのか。それがそれぞれ幾つずつなのかというようなことを知りたいことと、あとは養子縁組里親の委託児童数ですが、こちらは新生児委託が始まってからの部分として数字が上がってきていると思うのですが、どのような形で上がってきているのかというようなことを教えていただければと思います。

○育成支援課長 データ的なものを少し確認させていただきたいので、少しお時間いただいでよろしいでしょうか。

○新保部会長 では、御準備をいただいてよいですか。ほかに御意見をお聞きしておきます。すみません、しばらくお待ちください。

ほかの御質問がございましたらお願いいたします。

では、お願いいたします。

○掛川委員 掛川でございます。

資料4に関して、2点お伺いしたいと思います。

1点目、里親登録の家庭数、だんだん伸びてはいるところではございますが、しかし東京都の人口規模にしますと、まだまだ少ないという状況かと思えます。里親登録の家庭数が伸び悩んでいる理由について、もし分析されていることがあればお伺いしたいと思います。

もう1点は、同じ資料の一時保護の関係でございます。児童1人当たり平均保護日数がだんだん伸びているという現状でございますが、こちらにつきましてはどのような原因と分析されておられますでしょうか。御回答いただければ助かります。

○新保部会長 ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

○育成支援課長 では、育成支援課からお答えします。里親登録数の伸びということなのですが、里親の登録数を増やしていくということで、今フォスタリング機関等も設置しまして、リクルート活動ですとか普及啓発に取り組んでいるところで、少しずつ伸びてきているのではないかとこのところでは考えております。

また、コロナ禍の影響もあって研修が実施ができなかったりというところで、少し伸び悩む時期があったということはございます。

明確に何が理由でというところまでの詳細の分析ができていないわけでは無いのですが、なかなかまだ認知度が進んでいないかというところもあるのではないかとこのようには考えております。

○事業調整担当課長 一時保護の業務についてお答えさせていただきます。

伸びている理由の要因の1つと思われる理由につきましては、1人1人の子供の課題等が多様化したり、複雑化しているような状況でございます。家庭復帰をする場合でありましても、地域との丁寧な連携ということに日数がかかってしまう場合もありますし、施設入所、あるいは里親委託する場合につきましても、子供の状況を踏まえて入所先であったり委託先を調整していかなければいけないということで、その調整に時間がかかっているということも原因の1つとして考えられます。

以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、横堀副部会長、お願いします。

○横堀副部会長 横堀でございます。

今出てきました一時保護に関連して、私からも加えての質問をさせていただきます。

一時保護委託の依頼先を子供や状況に合わせて選定していく。そのときに、やや時間やプロセスが必要になったりする話を伺いましたが、この内訳についてお尋ねします。一時保護を児童養護施設など施設にお願いする割合と、里親等、家庭に委託する割合はどのように推移しているのでしょうか。一番新しい数字のみでも構いませんので、もし分かりましたら教えていただければと思います。

○事業調整担当課長 委託の割合につきましては、後ほど数字をお答えさせていただきたいと思いますが、児童養護施設に委託している場合は、それなりに数としてはございます。

ただ一方で、里親委託につきましても、一時保護につきましても、できるだけ委託につながるように児童相談所側も努力をしているところでございますので、そういった面では、児童養護施設だけではなくて、里親、双方とも一時保護委託を努力しているところではございます。

割合につきましては今調べますので、後ほど御回答させていただきます。

○横堀副部長 ありがとうございます。

加えてもしお分かりでしたら追加で確認をお願いしたいです。一時保護委託は一時保護の委託ですので、それはそれで委託には区切りがあるわけなのですが、子供の抱えている状況や総合的な事情によっては、一時保護にとどまらずそのまま里親委託になるケースもあると思います。そういうケースが実質どのくらいあるかという点につきましても、もしお分かりでしたら後ほど教えていただければと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。しばらく調べていただく必要があるかと思っておりますので、次の案件に移りたいと思いますが、大丈夫ですか。

○育成支援課長 育成支援課でございます。

都留委員から質問いただきましたファミリーホームの件なのですが、今ファミリーホームが31か所ございまして、法人型が11か所、養育家庭移行型が20か所でございます。

もう1つ、新生児委託が始まってから養子縁組里親の委託の家庭数が増えたかどうかというお話なのですが、今、新生児委託の件数の詳細なデータを持ち合わせていないのですが、全体の養子縁組里親の委託児童数自体がある程度数がある中で、新生児委託は年間数件ということになります。

新生児委託でももちろん少しずつ数が増えてきてはいるところですが、それが非常に特別

養子縁組の数に大きく影響しているということはないのではないかというように考えております。

また改めて新生児委託の件数等のデータはお示しさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、1つ先に進みたいと思います。

続いて、新たな計画策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、この後、令和6年度、新たな計画について御検討いただく前に、まずはスケジュールということで確認をさせていただければと思います。

資料5「新たな社会的養育推進計画の策定スケジュール」を御覧ください。

本日令和6年6月25日第1回目でございますが、年内12月まで5回開催させていただく予定でございます。

第2回につきましては8月6日を予定しております。第3回については9月6日を予定しております。この第2回、第3回で、下段でございますとおりの主要テーマに分けて、項目ごとの現状・課題、今後の方向性、主要な整備目標等について御意見をいただきたいと思っております。

そして、第4回でございますが、10月下旬から11月上旬にかけて開催したいと思っておりますが、こちらでは計画の骨子案を策定したものをお示ししたいと思っております。

最後、第5回目でございます。12月を予定しております。皆様からの御意見を取りまとめまして、計画の素案、本文レベルでございますけれども、計画の素案をお示しさせていただきまして、意見をいただければと思っております。

年明け令和7年2月に、いただいた御意見を踏まえてパブリックコメントを行いまして、3月に取りまとめ、公表というようなスケジュールで考えております。

大変短い期間での第5回という限られた回数ではございますが、効率的に意見をいただけるように事務局も進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から、計画の策定スケジュールについて御説明をいただきました。これ

らの内容について御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

○武藤委員 武藤です。

事前レクのときにも少しお話ししたのですが、非常に多岐にわたる広範な中身があって、これは本当はじっくり検討しなくてはいけないのではないかとは思っているのですが、ただもうタイムリミットがあるので、基本的にはこのスケジュールでよいのではないかと思います。委員の意見の集約の仕方というのですか、ここでおそらく多岐にわたって審議していくと時間が相当かかってしまう可能性があるのです、進め方の問題としては、ぜひ色々な意見を事前に聞くだとか、それから資料で出してもらうということだとかも含めて、議論が深まるような進め方というのですか、それをぜひお願いしたいと思っています。

以上です。質問というよりも、どちらかという意見になります。

○新保部会長 具体的で、かつ前向きな御提案をいただきありがとうございます。

お待たせしました。それでは、お願いします。

○古川委員 古川でございます。

中野区の児童相談所といたしましても、社会的養育の推進計画を中野区としても策定するという準備を進めているのですが、おおむね東京都のスケジュールと似たような形で検討を進めるのですが、特別区、幾つか児童相談所が今開設されている中で、各区の中でも社会的養育推進計画をつくっていくのではないかとこのように受け止めております。

東京都の計画になりますと、広域の見地から東京都全体を俯瞰した形での計画になろうかと思っておりますけれども、その間、そのときに指標ですとか必要量の見込み等に関する調査も行うということで、東京都の内容を無視して特別区も計画をつくるのはなかなか難しいと思っておりますので、特別区も東京都の考え方を把握して計画を進めていく必要があると思いますので、算出方法も含めまして、ここも特別区との方向性の調整というように書いていただいておりますけれども、この辺りをやっていただくと大変ありがたいと思っていますので、これも質問ではなく意見ということでお願いいたします。

○新保部会長 とても大事なところですね。特別区との関係を意識して先に進めていくということ、ぜひそうしていただきたいと思えます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

では、先に進めさせていただきます。

続いて、事務局から、次期推進計画の策定要領や本日の論点について御説明いただいた後、各事項について意見交換を行って、課題等を整理していきたいと思えます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、まずは資料6「次期推進計画策定要領について」を御覧ください。

こちらは、次期推進計画の策定要領、国の策定要領を取りまとめたものでございます。

「主な見直しのポイント」を見ていただきますと、「計画期間」は、令和7年から11年度の5年を1期として策定ということでございます。

項目の1つ目のポツにございますとおり、現行の11項目から13項目に2つの項目が追加されております。支援を必要とする妊産婦への支援に向けた取組、障害児入所施設における支援。先ほど米山委員からも御意見がございましたが、こちらのほうで現計画では新たに記載する予定でございます。

また、2つ目のポツで、「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に」ということで、こちらもより現行計画よりも明確にパーマネンシー保障の考え方を反映していきたいと考えております。

また、「評価のための指標」でございます。こちらも国が全国統一の、統一的な評価のための指標を設定しているところでございますが、こちら指標によっては毎年度把握をしまして、自己点検・評価をするということを求められているところでございます。これは後ほど最後にも御説明しますが、まずは東京都として、実態を把握するというところから進めて、目標の整備、整備目標を設定していきたいと考えております。

次のページでございますが、こちらにも新たに策定要領に記載された「こどもの意見の反映」でございます。計画の策定に当たっては、里親、ファミリーホームや施設等の関係者の幅広い参画の下に行うことということでございます。また、ヒアリングですとかアンケートによる意見聴取を行うということも示されております。

3つ目でございます。「市区町村との連携・調整」でございますけれども、先ほど中野区の古川委員からも御意見いただきましたが、今回、都道府県と児童相談所設置市、いわゆる東京都と児童相談所設置区の計画を全体的に取りまとめていければと考えております。ですので、今後、児童相談所設置区と連携・調整をしっかりと行い、スケジュールも合わせながら策定していきたいと考えております。

また、今回新たに、子供と家庭に最も身近な区市町村、いわゆる家庭支援事業も今回策定に盛り込まれる予定でございますので、区市町村の意見も、今日参画いただいておりますが、反映していきたいと考えております。

次のページでございます。

「項目ごとの基本的考え方」の「（３）市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」のところを見ていただきまして、家庭維持に向けた支援ということで、児童相談所の位置づけも家庭支援維持に向けた支援を実施することが必要というような記載がされております。

また、２つ目のところにございますとおり、区市町村のこども家庭センターを通じて、虐待に至る前の予防的支援、親子関係の再構築に向けた支援の効果的な実施が必要ということで定められております。

次のページでございます。

「（４）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」、こちらが新規に設けられた項目でございます。

「（５）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」ということで、こちらでも現行計画の時点修正ということで、近年の虐待相談対応件数の増加などを踏まえて更新という形になりますが、その際に、予防的支援による家庭維持の見込み数、家庭復帰や親族養育への移行などの見込み数を踏まえて算出することが必要であるということで、国から示されております。こちらでも今日の後ほどの論点の１つとさせていただければと思っております。

「（６）一時保護改革に向けた取組」でございます。先ほども申し上げましたけれども、国において、令和５年度末に一時保護施設の設備及び運営に関する基準を示されたところでございますが、これを踏まえて、条例で基準を定めて必要な環境整備を行うということが示されているところでございます。

続きまして、次のページ、「（７）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組」でございます。こちらでも、代替養育が必要な子供に対しては、まず里親、ファミリーホームということで、子供の意見を踏まえて代替養育先を検討ということ、また、施設であったとしても小規模、地域分散化された施設への入所措置ということで、示されているところでございます。

またその上で、代替養育が必要な子供であったとしても家庭復帰を目指すということが示されておりまして、それが困難な場合には、親族による養育、特別養子縁組を検討することということで示されております。

「（８）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」ということで、こちらでも引き続き、乳幼児期は里親、ファミリーホームへの委託を原則ということでございます。

また、国の目標設定といたしましては、里親の委託率については乳幼児75%、学童期以降50%以上の委託率ということで設定されております。

また、先ほど増沢委員からも御意見いただきました里親支援センターにおいても、設置促進という形でこちらのほうに示されております。

また、(9)で施設につきましても、小規模かつ地域分散化、高機能化に向けた取組について示されているところでございます。

続きまして、次のページ、「(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組」ということで、これも法改正などによって自立についての支援が強化されましたが、こちらについてもお示しされておるところでございます。

「(11)児童相談所の強化等に向けた取組」、こちらも体制強化について示されております。

最後に、「(12)障害児入所施設における支援」として、できる限り障害児施設であっても良好な家庭環境の下で支援を行うことが必要ということで示されております。

続きまして、資料7「社会的養育推進計画策定要領上の記載事項・指標」でございます。

こちらが国の策定要領に記載のある評価のための指標の一覧でございます。

細かい説明は割愛させていただきますが、赤字の部分については年度ごとの定量的な整備目標を設定する必要があるということで、国の策定要領には示されているところでございます。今後、第2回目、第3回目に、こういった整備目標について都としてどう設定していったらよいかということをお検討いただきますが、まずは現状把握というものをしていきたいと考えております。

続きまして、資料8「本日の会議における主な論点」でございます。

本日の会議における主な論点について、4点ほどお願いしたいと考えております。

まず1つ目が、「パーマネンシー保障の考え方について」でございます。

これは先ほどの国の策定要領に基づきまして、国の考えと同じように、東京都でもパーマネンシー保障の考え方を採用していきたいと考えておりますが、こちらについての御意見をいただければと思っております。

2点目、「新たな計画における理念・目標について」。今回パーマネンシーの原則、理念というものをしっかり計画の中に位置づけていきたいので、後ほど御説明させていただきますが、理念についても御意見いただければと思っております。また、その理念に基づく目標設定についても御意見いただければと思っております。

3点目、「代替養育を必要とする児童数の推計・里親委託率の案について」でございます。

こちらは現行計画においても見込み数というものを設定しておりますが、先ほどの国の策定要領を踏まえて、2つ目のポツにございますとおり、家庭支援の取組による家庭維持の見込み数を反映していくことになっておりますので、どのように推計していったらよいかという御意見も併せていただければと思っております。

最後、4点目、「子供へのヒアリング・アンケートの実施について」でございます。

こちら子供の見解を反映するという事になっておりますので、実施方法についても御意見いただければと思っております。

続きまして、資料9「新たな計画におけるパーマネンシー保障について」で、1点目の論点についての資料でございます。

資料9、こちらが国の策定要領に記載のあるパーマネンシー保障についての考え方を抜粋したものでございます。

こちらは、まずは家庭支援事業を活用した予防的支援による家庭維持。次に、代替養育を必要とする場合であっても、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親もしくは専門里親、ファミリーホームの中から、子供の意向や状況を踏まえて代替養育を検討。そうでない、代替養育先として里親が適当でない子供についても、小規模かつ地域分散化された施設への入所の措置ということで記載がございます。

国の策定要領の(7)にも記載があるとおり、こうした代替養育の必要な子供であっても、児童相談所が中心となって家庭復帰を目指していく。それが困難な場合には、親族による養育、特別養子縁組を検討するという事で、パーマネンシー保障についての考え方について整理されているところでございます。こちらの国の考え方に基づいて、東京都も考えていきたいと思っておりますが、御意見をいただければと思っております。

続きまして、資料10「新たな社会的養育推進計画の理念(案)について」でございます。今回のパーマネンシー保障をベースに、3つの理念を設定していければと思っております。

1点目が、妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なく支援するとともに、代替養育が必要となった場合も家庭復帰を目指していく。

2点目としては、社会的養護が普通な子供たちであったとしても、家庭と同様の養育環境によって、健やかに育ち、自立できることを目指していく。

3点目に、代替養育もしくはそういった支援が必要な子供の場合であっても、心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指していくと、3つの理念について考えておりますので、こちらも御意見をいただければと思っております。

次のページでございますが、この3つの理念に基づきまして、9つの目標を設定していきたいと考えております。

現行の計画で踏まえながらも、新たに項目立て、目標を設定していきたいと思っておりますのが4点ございます。

まず1つが、「①当事者である子供の権利擁護の取組の充実」。こちらはさらに充実をしていきたいと考えておりますので、新たに項目立てをしております。

「②困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実」。こちらも国の策定要領に基づいて、予防的な支援の視点、もしくはパーマネンシー保障の考え方などもございますので、②を新たに項目立てしていきたいと考えております。

「⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」ということで、現行計画では施設における支援の中の1つの項目として挙げておりましたけれども、こちらは目標設定として項目出しをしていければと考えております。

最後、4点目、「⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成」ということで、こちらは区市町村の人材確保、人材育成も含めて、児童福祉分野の専門人材の確保・育成について目標として掲げていきたいと考えております。

続きまして、資料11「代替養育が必要な児童数（推計）について」でございます。

こちらは3点目の論点でございます。1ページ目は、現行計画における推計方法を示したものでございます。

現行計画では、東京都の児童人口に基づきまして、過去のトレンド、直近の実績に基づいて児童人口を推計しております。

また、新たに代替養育が必要となる児童数についても、養護相談件数に対する新規措置児童数の実績を踏まえて推計をしているところでございます。

また、自立により代替養育が不要となる児童数も反映しているところでございます。

潜在需要といたしましては、在宅指導中の児童のうち、施設・里親の利用が可能だったけれども、子供の意向などによって利用がかなわなかった児童の割合なども踏まえて、潜在需要として推計、反映しているところでございます。

こうした形で、現行計画においては推計をしているところでございます。これに加えまして、先ほど申し上げたとおり国が示す家庭支援事業なども、どのように反映していったらよいかというところが検討事項でございます。

次のページでございますが、代替養育が必要な児童数の推計に当たって、現行計画の現状についてお示しした数字でございます。

まず、1点目が児童人口でございますが、年々都内の児童人口については減少しているような状況でございます。

一方で、児童相談所における養護相談対応件数については右肩上がりということで、児童虐待の対応件数もなのですが、上昇している、増えている、増加しているような状況でございます。

また、代替養育が必要な児童数でございますが、里親、ファミリーホームについては、着実に児童数は増えているような状況でございます。乳児院、児童養護施設につきましては、平成30年度の現行計画を策定した時点に比べますと、減少しているような状況でございます。しかしながら、令和2年度、令和3年度、令和4年度の直近のトレンドを見ても、大きく減少しているような状況ではございません。また、先ほども申し上げましたが、新規一時保護の児童数は年々増加しておりますし、保護期間も長期化しているような状況でございます。

こうした中で、代替養育の必要な児童数というものをどのように推計していくのか、現行計画の延長戦で益々減らしていく必要があるのかどうかということも最大の論点になるかと思っておりますので、減らしていくことが重要なのだと思うのですが、どのぐらいまで減少させることが可能なのかということも現実的なところも踏まえながら御意見をいただいて、数値の需要見込みを推計していければなと思っております。

続きまして資料11の最後のページでございますけれども、現行計画における里親委託率の算定についてでございます。

分母が代替養育を必要とする児童ということで、里親委託児童、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、全ての児童のケースの合計数を母数にしておりまして、分子には、里親委託児童、ファミリーホームの入所児童、これで里親委託率を算定しております。今申し上げた代替養育を必要とする児童、分母に当たるこの需要見込み数をどのように推計するかによって、里親の委託の割合というものを算定していきますので、この母数をどう見込んでいくのかということが非常に重要なポイントになるかと思っております。

最後に、資料12「計画策定に向けた子供へのヒアリング・アンケートの実施について」でございます。

東京都では、今回、社会的養育推進計画を策定するに当たりまして、里親、ファミリーホーム、児童養護施設の子供を対象に意見を聞いていきたいと考えております。対象の子供は小学生以上、バランスが取れるように対象を絞っていきたくて思っております。

実施方法といたしましては、対象となる子供に対して、まずは事前にアンケートを取りまして、事前にアンケートを取った内容をベースにヒアリングを行っていきたくて思っております。ヒアリングについては、ワークショップ型を基本とし、なるべく子供が意見を出しやすいような雰囲気を実施していければと考えております。

また、ヒアリングの内容については、次のページにございますが、今日御意見いただければと思っております。里親委託児童、ファミリーホームの入所児童、児童養護入所児童によって、それぞれヒアリングする項目が異なるかもしれませんが、現行では困り事についての御質問、あとは生活をする上での要望などをお伺いできればと考えております。

里親委託児童の意見でございますけれども、施設入所児童とはやや違う形で実施していきたいと考えております。また、例えば施設入所児童についてはワークショップ、里親委託児童については個別がよいのか、ワークショップ型がよいのかというようなところも御意見いただければと思っておりますが、委員の皆様ももし御参画が可能であれば子供のヒアリングの際に御同席いただければというように考えておりますので、御検討いただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料の説明については以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、次期推進計画の策定要領と本日の会議における主な論点4つについて御説明いただきました。

それでは、各項目ごとに審議を進めてまいりたいと思います。4つの項目の1つ1つについて、10分から15分ぐらいの時間で話を質疑応答していきたいと思っております。

まずは、論点の1つ目であるパーマネンシー保障の考え方について、資料9「新たな計画におけるパーマネンシー保障について」を基に御意見、御質問をお願いしたいと思います。では、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 齋藤です。

資料9「新たな計画におけるパーマネンシー保障について」のところで、「【①】家庭

支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持」というところがあるのですが、その次の代替養育というところの間の部分も含めて、先ほども最初にお話しさせていただきましたが、なるべく親子が分離しない関係の状況をつくっていくということはとても重要な視点だと思うのですが、資料の中には親子を分離しない状況についての視点というものの文章がやや薄いというように感じました。

これは、おそらく資料8「本日の会議における主な論点」のところも同じように該当する部分ではないかと思いますが、代替養育から始まるというよりは、家庭が、どちらかという家庭支援をどのように充実させていくかということも、国のほうの方向性もややその辺り、もともと薄いような気がしましたので、東京都独自で見ただけであればよいのではないかというように思いました。

そういう意味では、東京都には母子生活支援施設が32か所ありますので、活用をしていただければということと、あとはそれ以外のことも関連した形では資料6「次期推進計画策定要領について」のところがあります。ここではその内容の時間ではなさそうなので、また後ほどということのほうがよろしいですね。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

事務局として何かありますか。

○企画課長 ありがとうございます。家庭支援事業と、いわゆる区市町村の子育て支援ですとか、妊産婦への支援、産後の支援などを含めて、おっしゃっていただいたように母子生活支援施設と連携した事業の展開など、ぜひ御意見いただきまして、区市町村と取り組んでいただけるようにしていければと思っておりますし、家庭維持というところと、代替養育の必要な、親子分離せずにどういう支援が必要なのかというところについても、今回の計画の中で色々御意見いただいて、施策を入れられていければと思っております。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

能登委員、お願いしてよいですか。

○能登委員 パーマネンシー保障ということであると、里親に委託するというのも1つの方法というように書かれていますが、やはり非常に課題の多い子供が増えているということで、里親も苦勞しながら育てているという現状がありますので、そういった面では支援

してくださる方の力量ですとか、それから家庭に合った子供を紹介していただくというマッチングの問題などが関わってくると思いますので、その辺りの支援してくださる方の力量も含めて、どのように高めていっていただくのかということも検討していただけるとありがたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、続いて増沢委員、よろしいですか。

回答は後でまとめてお願いできればと思います。

○増沢委員 パーマネンシー保障の第一義が家庭維持ということなので、なるべく家庭と一緒にということでは、本当に親子一緒にの支援というものは非常に重要だと思います。母子生活支援施設の活用もそうですし、たしかショートステイも親子一緒にというようなことで国としては事業を打ち出しています。

それから、僕は一時保護に関しても、今、日本は単独の子供の一時保護しかないのですが、工夫によってはそこに親子が宿泊に来られるとか、保護したケースについても、なるべく親子と一緒に接点を持てるような機会をつくっていくということが家庭復帰という道もつくることになりますし、そこは非常に大事なのではないかと思います。

次に、そうはいっても家庭から離れなくてはいけない子供たち、家庭養育がまずは優先されてということなのですが、大事なことは、いつもここが駄目ならここというような、順番で物を考えるようなことはとても危険で、やはり大事なのは子供の重症度をきちんとアセスメントして適切な場所に保護できるということが1番で、ころころ変わっていくということはそれこそパーマネンシー保障に反することになるので、そういった意味では、先ほど養育の質のお話も、支援する側の質の話もありましたが、それと子供の重症度をしっかりと総体的に見た上での見立てというものをきちんと、これは児童相談所の役割になると思うのですが、そこがとても重要になるだろうと思います。それがないと本当に順番で、これが駄目ならこれがと、これは本当に真逆の展開になる。

それと、そうはいってもまた措置の場所が変わるときに、どうしても何月何日から措置変更というような形で、ケアの連続性が分断されがちなのです。そこをどれだけ連続性を保つものにしていくのか。実は今、諸外国ではこれがとてもテーマになっていて、というのは、オーストラリアもニュージーランドもイギリスも、もう里親支援が相当のパーセンテージを占めるようになってきているということが先進国の情報として日本にも入っているわけですが、その状態が必ずしもよいわけではなくて、御存知だと思いますが、里親ドリフ

トの問題で、そこからさらに今発展して、里親委託、長期の里親を引き受ける里親が減少しているということが、今、世界中の問題になっているのです。

それは先ほどお話にあったように、やはりケアの難しさなのです。ですので、ショートステイなら受け入れるという里親のほうが非常に増えていて、今は里親ドリフトだけではなくて里親メリーゴーランド、初めから3か月頃区切って支援していく。こうなってしまったら本末転倒、それこそパーマネンシー保障とは真逆なことが起きるので、そのときに、なるべく支援者を重ねる時期をつくる。何月何日から措置変更ではなくて、重ねていく。移行時の措置というものは、少なくとも最後の保障として考えておくべき重要な視点ではないかというように思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

もう一方、オンラインで柏女委員が手を挙げておられたので、柏女委員、お願いいたします。

○柏女委員 すみません。オブザーバーがあまり多く発言をすべきではないと思っているのですが、この部分については少し私も言わせていただければと思ひまして、発言させていただきます。

まず、今の1番のパーマネンシー保障の考え方のところですが、今、増沢委員のお話にあったことと関連はするのですが、「⑤困難な場合には親族等による養育」と書いてありますが、ここでまず最初に親族里親を活用していくようなことも考えていく必要があるのではないかというように思っております。おじ、おばに1か月、2か月預かっていただく、祖父、祖母に預かっていただく、養育していただくというようなことも選択肢として考えていく。そうしますと、東京都だと区児童相談所とか、それから他県の児童相談所との調整などが必要になってくるかと思ひますので、この辺りの在り方などについても、もう少し親族里親を活性化させるという意味で、マニュアルなどをつくったりしていくことが大事なのではないかというように思ひました。

まずそのところだけ、1つ御意見を言わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、お願ひします、武藤委員。

○武藤委員 能登委員と増沢委員と非常に同感の意見なのですが、パーマネンシー保障の考

え方については、これは私も同感するところなのですが、ただ、家庭、それから代替的養育を徹底的にサポートするシステムなしに、ここに依存してしまうということは非常に危険なところがあると思います。

ですので、パーマネンシー保障の考え方は必要ですけれども、これを本当に実現するために、徹底した家庭やそれから代替的養育をサポートするシステムという部分をもっとこの5年間で強化していくということなしには難しいのではないかと考えています。

それから、何としても理念の中では、子供の意向だとか意見だとか、それを徹底的に尊重するという考え方があって、それをもっと前面に出してよいのではないかと。そのためには、適切なアセスメントなしには難しいと思います。

長期的に考えてみると、心のよりどころになるところをどれだけ用意できるかということが社会的養護を必要とする子供たちにとってはとても重要だと思いますので、そこもどこかに明記する必要があるのではないかと考えています。

何よりも1番大切にしなければいけないのは、子供の命だとか子供の尊厳というのですか、そういうものをもっと全面的に出さないといけないのではないかと。これを非常に考えています。最近、自死する若者も非常に多くなってきていますので、体裁ではなくて、本当に子供の命や、それから尊厳というのですか、そういうものを徹底的に大切にすることを考えるというものをもっと前面に出していくということが必要なのではないかと考えました。意見です。

○新保部会長 ありがとうございます。貴重な御意見で、また微妙に少しずつずれていて、それで対立するところはきっとあるのだろうと思います。このことを詰めていかなければいけないなということを改めて感じました。

時間がやや遅れているのですが、事務局で今、何か回答すべきことはありますか、特になければ先に進みたいと思いますが。

○企画課長 ありがとうございます。今いただいた御意見、先ほどの支援する方の力量の向上や里親の支援力の向上なども含めて検討を進めていきたいと考えておりますので、また次回以降、お願いしたいと考えています。

また、ショートステイですとか、母子生活支援施設だけではなくて、母子一体型、分離しないための支援事業というものも、区市町村の事業として東京都もどんどん拡充していきたいと考えておりますので、そういったところも言及していきたいと考えております。

それから増沢委員からございました子供の見立て、ころころ変わるものではないと。パ

ーマネンシーを保障していくためには、そういった児童相談所の見立ても重要であるというところ、本当に重要かと思imasので、こういったところも児童相談所の体制を含めて、今回の国の策定要領にもしっかり体制充実というように書かれておりますので、こういった支援力、体制強化が必要なのかということも議論をしていただき、反映していきたいと思っております。

柏女委員からお話しいただきました親族里親の件につきましても、これも他県との調整、他自治体との調整なども含めて、親族里親につなげていくですとか、親族里親にした後のフォローもしていくとか、そういったことかと思っております。東京都の現状につきましても、この後、第2回、第3回で色々御意見をいただきながらこの辺りの進め方についても東京都のほうで明確にしていければと思っておりますので、御意見ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

次の論点の2つ目に移りたいと思います。

論点の2つ目、計画の理念・目標について、資料10「新たな社会的養育推進計画の理念（案）について」を基に御意見、御質問をお願いいたします。

では、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 資料10に「妊娠期から一貫して、子供と家庭を」ということが書いてありますが、資料6「次期推進計画策定要領について」との関連性でも出てくるのかもしれませんが、区市町村との連携というものはとても重要になってくるのではないかと思っております。

今現在も色々なところが、やはり都道府県単位の中でも、子供のところの分野と区市町村との連携がうまくいかずに不調に終わっているところがあると思imasので、またさらに言うと、妊娠期のところは今まであまりやれていなかったところからこれからも出てくるのではないかと思っております。

そういった意味では、区市町村との連携だったり、例えば子供家庭支援センターだけではなくて、やや私ども社会福祉法人の事業に寄った話かもしれませんが、私どもの利用の窓口は主に福祉事務所ですので、そうした子供関連のところ、様々なところが連携する可能性がありますので、そうしたことを一緒に見ていく形を取らないと、関係団体の組織のところでも不調に終わっていくというケースが今散見されているということと、妊産婦のところをいうと、母子一体型ショートケア事業というものを今までも東京都が独自に行って

いて、やっている母子生活支援施設も多いわけなのですが、今回新たに国のほうで言われている妊産婦等生活援助事業というものも始まってきますので、そうしたことの関係の中で、相談と受皿の関連性というものをもう少しネットワーク的な形で、区市町村だけの考え方の事業というように見ていかないようにしていかないと、少し受皿のところと相談がマッチングしなくなってくる可能性があるのではないかというように思いました。

最後になりますが、色々な意味で多機能化をしていくということがこれからはとても重要だと思いますが、やはり色々な自治体の関係、考え方の中で、多機能化すると本体事業の職員との兼務を禁止するというようなことが話の中に出てくることありまして、実際にどちらの事業に重きを置いていくのかということを見ていかないと、もし多機能化のところでは兼務が禁止されていくということが多くなるのであれば、新しい事業のところではそれなりの人員配置をどこでも必要とするのではないかということが気になったところで

す。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。

特になければ、事務局から何か御回答があればお願いいたします。

○家庭支援課長 家庭支援課長の安藤でございます。

先ほどの齋藤委員の御意見でございますが、お話のように、今までの仕組みとして母子一体型ショートケア事業など区市町村の窓口とも連携しながら進めている部分もある中で、今回新たに国のほうでも妊産婦等生活援助事業ということで、これは担い手として施設であったり、その他地域で活動している法人などが実施する中で、この妊産婦等生活援助事業は相談支援も含めて行うとはなっているのですが、そこに直接相談が来るケースもあれば、区市町村や違う相談窓口から入ってきて、そこにつないでいくというケースもあると思います。

そういった中では、お話のように区市町村も関係がありますし、有機的にこれをつくっていくには広域的に見ていかななくてはいけない部分もあると思いますので、この計画策定に際して、全体としての相談支援から直接的な支援までの在り方、ネットワークというところも整理していければと思っております。

○新保部会長 どうぞよろしく申し上げます。

それでは続いて、論点3つ目、代替養育を必要とする児童数の推計案について、資料1

1 「代替養育を必要な児童数（推計）について」を基に御意見、御質問などをお願いいたします。

いかがでしょうか。

○米山委員 米山です。

1つは、代替養育が必要な児童数の推計に、先ほどからお伝えしていますが、障害児、障害のある子供はある意味ケアニーズの高いという中で、重症といいますか、よりニーズが高い子供たちは、代替養育が必要な障害入所施設の児童数に入っているのだらうと思えますので、それと障害児里親も増えていますので、そういったところに少し数をイメージで入れておいていただくとよいのではないかと思います。

それと、もう1つ根本的な話なのですが、児童相談所の相談件数とかはもちろん増えているわけですが、1つは、これはもう皆さん当たり前のコンセンサスだと思うのですが、全国の虐待死数は平成19年から平成20年の142名ぐらいがピークで、そこから約半数に減っているということは、報告件数はもちろん189で増えていますけれども、ただ、虐待死ということは減っているわけで、そこはこういう社会的養育の取組というのがしっかりとされているということの前提の中で話が進んでいけるとよいのではないかと思います。

ただ、障害児だけを注視すると、実は10代まで全体、全年齢にわたって虐待死が起きているものですから、よりケアニーズが高い子供たちが虐待死になっているという事実があるので、先ほどの代替養育という中では障害施設も含むべきだと思います。

それともう1つが、先ほどの計画の理念になるのかもしれませんが、やはりケアニーズが高いというところでの医療なりケアが必要という中では、国の子育て世代包括センターとかこども家庭センターの中では、障害児の施設なども含めたネットワークづくりということを行っていますので、先ほどの児童相談所と子供家庭支援センターのよいつながりとともに、そういった中に障害の分野の方をきっちり入れていくという、そういったところはとても大事な点だと思います。

少し長くなりましたが、以上です。

○新保部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

柏女委員、お願いいたします。

○柏女委員 ありがとうございます。重ねての発言で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

先ほど中野区の古川委員の御発言がありまして、区児童相談所と、それから東京都との調整を十分にという御意見がございました。その観点から、里親委託率の問題で御意見を申し上げたいと思います。

2点あるのですが、私は今、豊島区で社会的養育推進計画の策定に携わっております。豊島区では、里親委託率が直近の数字で33%になっております。つまり東京都全体の倍になっているわけです。そうした区児童相談所の、言わば小規模の委託率の高い児童相談所について、少しヒアリングなどをしていただきながら、もちろん十分ではないところはあるのですが、そこで行われている取組、工夫なども参考にさせていただいて、委託率の目標数の設置、推計に寄与していけるのではないかとこのように思います。それが1点です。

もう1点は、今申し上げたような小規模な児童相談所区域においては、先ほどのところでも少し出ておりましたけれども、今東京都は養子縁組里親と養育家庭を割と明確に区分をして、長期で委託するケースも養育家庭でも可とするというような形で一部緩和が行われたりしておりますが結構明確に分かれております。

しかし、小規模な里親数も少ない児童相談所では、小回りが利くような形で養子縁組里親と養育家庭を例えば二重登録をするようなことも豊島区などでは進めていったほうがよいのではないかとこのようにも意見としては出てきております。

そういった小規模な児童相談所の実情などについても確認をしていただくようなヒアリングなども進めていただくとよいのではないかとこのように思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。

では、増沢委員、お願いします。

○増沢委員 ありがとうございます。

代替養育の必要な児童数の推計というものを出せるものなのかということがそもそも思うところで実はあって、国は85%、25%とか、その前は3割、7割という、あれも何を根拠にそのパーセンテージを割り出してきているのかということが実は疑問なのです。

つまり何を言いたいかということ、現状把握をきちんとするということがないと数字が出てこない。ですから無理くり今、一生懸命、養護相談件数から割り出そうとか見ているわけですが、もう少し丁寧な現状把握ということをししないと、今後おそらくまた5年後にこういった議論になったときに、言い方に誤解があったらいけないのですが、根拠のない数

値目標が独り歩きするととんでもないことが起こるのではないかということなのです。

実はこれも海外からの学びなのですが、ヨーロッパ諸国は全て里親にしたわけです。それで、なぜか里親の数値目標、10対ゼロぐらいの数値目標だったのですが、それを今反省しているのです、各国は。何を反省しているかということ、あれは何から出たものだったのかということやはりイデオロギーからで、要するに実態から出ている、エビデンスから出ているものではないということで、改めて養育の質ということを抑え直そうという、今そういう取組がイギリスなんかでは盛んに始まっている。

そう考えると、やはり我々ももし出すならば、きちんと実態把握に基づいた数値目標ということ、これはおそらくこの期間だけでは出ないと思うのです。出ないと思うのだけれども、これから正しい割合を導いていくなれば、現状把握にまず力を入れるということが大事なのではないかと思うのです。

少なくとも僕は、児童相談所の扱う養護相談件数から割り出すだけではなくて、区市町村からそもそも児童相談所にどれだけ上がっているのかとか、児童相談所の扱いではなくて区市町村でずっと滞留しているケースがかなりあるというのは僕の実感でもあって、それはやはり一時保護のおそらく潜在需要であるし、そうすると、潜在需要である一時保護のケースが上がれば当然施設に行く潜在需要のケースも上がるという話になるわけで、もう少し手前のところから、もっと言うと例えば要保護児童として区市町村が登録している、あれが正しく登録されているのか。本当に支援が必要なケースがみんな登録されているのかとか、支援が必要だけれども登録されていない子供がどれだけいるのかという前倒しできちんと見ていくことで、本当の実態というものが見えてくるのだと思うのです。

今、「こどもまんなか」と、こども家庭庁もできて、とするならば、やはり子供を真ん中に置いた実態把握ということは、すぐにできないけれどもその整備をしていくということが非常に大事な気がして、今回の通知で1番冒頭にPDCAサイクルに則ってと、これはとても重要なことで、PDCAサイクルというものは、Pプランがあって、Dドゥして、そしてそのCチェックをして、A分析する、その結果またPを出すという、CAが現状把握なのです。もしそれをせずにこのPDCAで回すとすると、例えば7対3ということが実現しないのはなぜかということの分析だけをしていくことになって、本当の子供を真ん中に置いた分析にならないということ、もうこれはほぼ抜本的な問題、話になってしまっただ変申し訳ないのですが、ただ、そういう方向に、これからは毎年そういった経年で分析していくことが大事だということも国通知にも書いてあるので、そこそここの通知の

僕は大事なところではないかというように思うわけで、今回は、少なくとも区市町村にもお尋ねしながら潜在需要の件数を割り出すということは、僕は一步これに踏み込んでいると思うし、もう今回はそこから出していくしかないのだと思うのですが、これからは現状把握という、P D C Aサイクルはよく企業で使われるのです。実はこのP D C AサイクルというものはそうではなくてC A P Dサイクルだということが、これはもう企業の常識としてあるので、C A、つまり状況分析からPを立てるという、これ実は僕は神奈川県と横浜市の推進計画にも委員長として携わっているのですが、冒頭これは神奈川県に対しても言わせていただいて、ぜひ東京都でもやはり現状把握しましょうということです。以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ、能登委員、お願いします。

○能登委員 今、私も里親支援専門相談員たちの会議に参加させていただいているのですが、各施設では毎年自立支援計画書で、里親委託についても検討しているそうです。その中で、施設のほうからは何人も名前が出てくるのですが、それがなかなか里親委託に結びつかないというような状況が生まれています。

その理由としては、親が承諾しないとか親と連絡が取れないということなのです。そうして何年か名前が挙がってそのまま消えていくようなことも多いのですが、児童相談所の所長の権限でそうした状況を変えていってもらえると、里親委託が伸びていくことがあるのではないかと思いますので、その辺りの検討を東京都としてもしていただけたらありがたいというように思います。

それから、未委託で長年そのままになっている御家庭も多いのですが、実際に委託をするにはやや難しいという御家庭もあるのですが、もう少し指導なり教育なりをしていただくと委託できるような御家庭もあるので、そういう御家庭には力を入れて支援していただき、委託数を伸ばしていくというようなことを検討していただけるとありがたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで回答できるところを回答していただいてもよろしいですか。

○企画課長 ありがとうございます。

米山委員から御意見ありました、今回障害児施設の指標も家庭的なことでも新たに設けているわけですが、確かに今冒頭でもお話があったように、障害児の施設でも虐待

によって措置されている子供、委託されている子供もいるのが現状だということも踏まえ、母数の中にどのように入れたらよいか、その辺りはまた少し検討させていただければと思っています。

あと、柏女委員からお話がありました区との調整で、里親委託率の設定など、これから目標率の設定なども含めて、そもそもの代替養育の必要な子供の需要見込みも区児童相談所と一緒に検討していきたいと思っております。今日、この会議が終わりましたら、次の会議までの間、区児童相談所とも少し意見交換を密にして、区児童相談所の検討状況なども踏まえまして、都全体でどのように設定、見込んでいったらよいか、目標率をどう設定していったらよいかということは意見交換していきたいと思っております。

○育成支援課長 育成支援課です。

柏女委員から今お話があった二重登録の件なのですけれども、東京都もかなり特別養子縁組御希望の里親の登録数が増えているのですが、なかなか未委託の御家庭も多いということで、二重登録の取組自体は令和2年度から行っているところなのですが、制度導入のときに、特別養子縁組と養育家庭では動機が違うところもあるので慎重にというような話もありまして、まず2か月程度の短期間の委託からということで実施していますが、なかなか実績が上がっていないというところはございます。

今回、もう少し二重登録いただいている御家庭の活用をしていこうということで、委託の期間を2か月で切っていたところからもう少し長期的にということで少し運用を変えていこうと思っておりますが、確かに柏女委員のお話のとおり、東京都の中でも色々取組が進んでいる児童相談所があるかどうかとか、児童相談所間の取組のヒアリングもさせていただきながら、取組が進むような東京都でもできるような取組があるかどうかというところ、他県の状況も含めて色々ヒアリングしながら、また考えていきたいというように思っております。御意見ありがとうございます。

○企画課長 あと、増沢委員からも大変難しい課題といいますか、本当におっしゃるとおりだなと思うのですが、国が今回示した代替養育の需要見込み、現行計画でもそうでしたがあまり明確な形で示されていないのですが、またさらに予防的な支援を含めた形での見込みということで示されております。そもそも、エビデンスを基にしっかり実態把握をした上でないと需要見込みなどはできないというように、事務局でも今、お話を伺って思ったところでは。

とはいえ、計画の中で定めていかなければいけない、東京都の施策の目標として何か設

定していかなければいけないということもございますので、今御提案がありました区市町村での一時保護が必要だった子供の潜在需要などをどのように把握していったらよいかとか、今少し御意見のあった辺りを考えていければと考えております。

そのほかにも、潜在需要の考え方ですとか需要見込みの考え方については様々な御意見があるかと思っておりますので、引き続き、今日だけではなくて次の部会でも御意見をいただきながら、区児童相談所とも相談しながら、区市町村にも意見を聞きながら、踏まえた上で検討していければと思っております。

あと、確かにまずはチェックからという、CAPDというサイクルも本当にそのようなことだなと思っておりますので、まずは実態をしっかりと把握した上でプランを立てていきたいと思っております。

能登委員からの御意見で、里親の委託について承諾しないケースについての児童相談所の権限で何かできるものなのかどうかという部分ですが、実親の承諾のことですか。

○足立児童相談所長 足立児童相談所の辰田です。

施設からの自立支援計画で、里親委託が望ましいという意見は、各児童相談所長も目を通しております。

そして、幾つかの児童相談所においては、里親委託等推進委員会において個別に、この子は里親委託に進めたい、でも進まないことを、会議の場で、今どこがネックになっているのか、どうしたら進められるのか、また児童相談所のケースワークが滞っているところについては、児童相談所でも管理しながら委託が進むように取り組んでおります。

また、保護者と連絡が取れない、音信不通だというようなときには、親族の意向も踏まえて、児童相談所として養育家庭に委託を進めるとか、ケース・バイ・ケースで判断しております。そういったケースについては、個別にまた施設ともやり取りして、可能な限り養育家庭委託が進むよう、児童相談所も引き続き努力してまいりたいと思っております。

○新保部会長 ありがとうございます。

以上でよろしいですか。ありがとうございます。

それでは続いて、論点の4つ目、子供へのヒアリング・アンケートについて、資料12「計画策定に向けた子供へのヒアリング・アンケートの実施について」を基に御意見、御質問などをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いします、掛川委員。

○掛川委員 掛川でございます。

ヒアリング・アンケート内容について、資料12の2ページ目について申し上げたいと思います。

今いただいている調査事項の案では、今回の計画のごく一部分についてに関係する部分について、子供からの意見を聴くというような形になっているように思われます。しかし、本部会でもう様々な議論がされているとおり、今回の計画というのはもっと広い形でありまして、それを例えば児童に聴くことがどうなのかというようにおそらく慮ってこういう形にされたのではないかと思うのですが、そもそも計画について子供のヒアリングをするということであれば、できる限り多様な面についてヒアリングをするべきではないかというように思います。

例えば、家庭での在宅での生活が維持できなかったという状況ではありますので、どういうサポートがもっとあればよかったと思うか聞く、ということもあろうかと思ひますし、施設種別、あるいは里親というような、措置決定の際に自分の意見は聴かれたのか、どの程度反映されたのかといったようなところも、実際なかなか従前のところで厳しかったとしても、やはり聴かねば状況は分からないという部分もありましょうし、子供たちがどのように感じていたのかということとは分からないのではないかと思います。一時保護の決定についても、措置についても同様に思ひます。

今現在の生活については権利擁護が図られているかどうかというところも含めて聴かれるのがよいかと思ひますし、自立支援の部分では、どういう仕組みがこの先あったらよいかというような、それぞれのステージに合わせた質問項目をつくるべきではないかというように考えております。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします、武藤委員。

○武藤委員 ヒアリングの対象として里親、それからファミリーホーム、児童養護施設とあるのですが、先日、私、実はうちの社会福祉法人の自立援助ホームで今生活している子供たち、それから退所者と十何人ぐらいなのですがバーベキューをやって、そのときにずっと話を聴いたのです。乳児院から育てている子供たち、それから里親に行った子供たちもいて、それから今大学に行っている子供たちもいまして、そういう点では自立援助ホーム

で暮らす子供たちのヒアリングをすると、どう育ったのか、今何が必要なのかということを含めて、非常に参考になる答えがたくさん聴けたのです。そういう意味からすると、ぜひ自立援助ホームの子供たち、若者の意見などもヒアリングで聴いていただければと思っていますところでは。

あわせて、ほかの種別の施設はどうするのかということがあったものですから、そこら辺りをどう考えているのか、少しお聞きしたいと思ったところでもあります。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特になければ、幾つか質問が出ましたので、事務局としての御回答などがあればお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。掛川委員からの今回お示しした調査事項というのはほんのごく一部だとの御指摘のとおり、もう少し幅広く意見を取っていきたいと思っております。今日御意見いただいたことを踏まえながら、検討してまいりたいと思っております。

あと対象の施設でございますが、今のところ里親、ファミリーホーム、児童養護施設を想定していたわけですが、今おっしゃっていただいたように自立援助ホームの子供についてもぜひという御意見だったと思いますので、どこまで拡充できるかということは事務局のほうで持ち帰らせて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは次に、資料13「指標・必要量見込み等に関する調査案」について、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。冒頭でお話ししましたとおり、これから第2回、第3回目、テーマ分野別に色々と検討していただく、その前提として実態把握をしていきたいと思っております。

こちらの資料13「指標・必要量見込み等に関する調査案」を御覧いただきまして、こちらは国の策定要領に記載のあった評価指標を一覧化しているものでございますが、多岐にわたって分野別に調査項目について設定されているところでございます。

特に赤字の項目については、定量的な整備目標を設定するというところで明確に示されているところですが、中には東京都の指標としてはなじまないものも含まれています。そういった意味で、事務局に御一任いただいて、この後、右側の区市町村、設置区、あと施設ですとか里親、子供にそれぞれ事前の実態調査を行いまして、この指標の足元の現状を把

握していきたいと思っておりますので、この後調査をさせていただき、結果については、第2回目、第3回目で集計したものを紹介させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

今の御説明も含めて、全体を通して御意見、まだ言い足りなかったことなどあるかと思っておりますので、御意見をいただけたらありがたく思います。

では、まず、横堀副部会長。

○横堀副部会長 この場で皆様からいろいろなご意見をお聞きすることができ、ありがとうございます。このたびの議論をするにあたって、どのような確認をしなければならないか、考えさせられる時間をいただいております。

この部会で行いますのは都の取組のこれからを考える議論ですが、これまでどのようにやってきたかということの振り返りなしに、これからのことは考えられないと思います。そういう意味では、令和2年度の計画をここまで進めてくる上で、実務上、例えば里親委託率をアップしていく目標、その1点をとらえただけでも、児童相談所や関係機関、関係専門職は多様で難しい困難にも向き合ってきたと思います。また、里親委託はするけれども、これまたさまざまな事情・状況下で措置解除に至るケースの経験等、委託率の数値を眺めつつも、その数値に向かって実務を進めようとしてきた関係者は、課題も感じてきたと思います。そこで、実際にどういう課題があるのか、この部会での議論とともに関係者による課題整理を質的に行うことも、今回、必要ではないかと思っております。

それら現状をふまえながらの議論が必要と考えるわけです。大きく何かをゼロから始めるということではなく、今回は、先に策定した計画を省みて、すでに取り組んできたことのリフォームの検討だと思います。よきものは活かし、加えるものは加え、連携の必要があるところは連携を深めてさらに動かすようにしながら取組を進めていく必要があると考えます。数字、つまり掲げる数値目標そのものも模索するわけですが、目標値に向かってすでに動いている現実についても話し合っていくことにより、地に足が着いた議論になると思っておりますので、その辺りをぜひどこかのプロセスで入れていただきたいと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

古川委員、齋藤委員と質問をお願いしようと思っております。その後、宮原委員、田中委員か

らまだ御発言をいただけていないので、その後、それぞれ御発言いただければと思います。
では、お願いいたします。

○古川委員 古川でございます。

資料10に関わる新たな理念というところで意見なのですが、今回のアンケートやヒアリングを行って、児童の意見を重要視していくというところもありますので、子供の意見を反映するだとか、子供の権利を保障しながらというところが今回のこの計画の肝の1つにもなっているのではないかと思うので、そんなところをこの3つの理念の中に、ここの文言に書かれているかどうかはまた別として、子供の意向をどのように反映していくのかといったところも大切な理念の1つというように捉えたらどうかと思っています。

あともう1点、先ほどの大変悩ましい推計ですか。代替養育の推計値に関しましては、本当に悩ましい話ではないかというように思っています。子供、児童人口が減っているトレンドの中で、しかし、児童相談所の相談対応は増えていっているという、この大前提のある中で、では、代替養育はどう考えるのかといったところがあると思うのですが、今回のこの計画、家庭養育を優先していこうという設定がある中では、例えば児童相談所や子供家庭支援センターが取り組んでいる養育サービスを利用して家庭での支援を行っていくことで、代替養育が必要ではない状態をつくっていくといったところも、ある程度、努力目標的なところも推計の中に入れつつ、この推計を図っていく必要もあるのではないかというように思っておりますので、潜在需要というところになるのかもしれませんが、何か今考えているところがあればお聞かせいただければと思いますし、また今後考えていくことであれば、そういった要素も計画をつくる上においては必要になってくるのではないかというように考えています。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 資料13を見ていたのですが、その中で、子供の意見表明への支援とか、あと妊産婦等の支援についての研修の数字を見ていくということで、そのときに母子生活支援施設が意外にその対象であるということを御存知ない方もいらっしゃるようで、そこがなかなかカバーされない状態にいるということがありますので、ぜひ研修対象も含めて母子生活支援施設も見ていただきたいということと、それと妊産婦等の支援については、実際にはこれまでに色々な法制度化されないときに、第2子以降の妊婦、子供が妊婦の状態にいるというときに、母子生活支援施設の本入所だったり、あとは単身妊婦の場合でも緊急

一時保護事業だったり、最近は親子ショートステイ事業だったり母子一体型ショートケア事業だったり、妊産婦等生活援助事業でない場合でも、かなり色々な形で、多様な形でやっていますので、その対象とする施設も、その辺りも見えていただけないかということ。

それと次が、資料13の1ページ目に親子再統合支援事業のところが載っていたのですが、区市町村でも親子関係形成支援事業などもありますので、そうしたものが次のページのところで下から3番目のところに載っているものに全部網羅されるのかどうか。少し似ているけれども、かなり角度が違うというところも結構大事なところかと思っております。

4つ目に、親子支援ということも含めて、母子生活支援施設は、今、再統合ケースとかヤングケアラーとか、様々な形、状態の方が入られて、もちろん障害のある方もかなりいらっしゃるということで、本当は色々な子供の視点にのっかって児童福祉法の施設として入所も決められていくとよいと思っはいるのですが、実際には親が決めていくということでやっていて、また児童相談所の関わりがとても薄いということがありますので、このところは全体的な話なのかもしれませんが、子供の意向を聴くというところの視点をもう少し強める、母子生活支援施設でも、もっときちんと見ていくことができる環境をつくらせていただきたいというように思っております。

また、色々ありますが、この後もどうぞよろしく願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

宮原委員、何かお願いいたします。

○宮原委員 宮原です。

皆さんの御意見をお聞きしていて、本当に単純に思ってしまったのですが、子供たち、例えばアンケートを取ったときに、本心をそんなにいきなり行って言ってくれるのでしょうかと少し思いました。

しばらくコミュニケーションを取って、少し仲よくなってからお話をたくさんして、本当のところはどうなのかとか、そのような機会とかでないと、子供達はあまり本当に思っていることはすぐには出さないのではないかと思っしまいました。その方法が私は今の時点では思いつかないのですが、そんな感想です。

○新保部会長 ヒアリングするときには、とても大事なことです。貴重な御意見ありがとうございます。

では、田中委員、いかがですか。

○田中委員 私自身は、世田谷区の児童養護施設で生活をしていた経験がありまして、今年

は世田谷区の社会的養育推進計画の策定にも当事者として関わっております。

全体的な部分としましては、世田谷区の会議に参加していても感じたのですが、再発防止とか家庭維持という言葉も何か崩れる前提の感じがして言葉遣いが嫌だと思ったり、予防的支援という言葉も何か起こる前提で支援するという表現だと、支援を受ける側の気持ちに立ったときに、そのように見られているのではないかという心理的なハードルが生まれたり、スティグマというものを感じたりするので、計画上このような言葉を使うのは仕方ないのですが、何か少しよい表現はないかなどと置いていたところでした。

先ほど横堀委員から、これまでの5年間はどうかという御発言がありましたが、私自身も前回の計画をつくる段階で、様々な委員の方が参画されてつくったという5年、始まりがあるので、まずそこを私たちが丁寧に受け止めていきたいということは同意見として感じていました。

増沢委員から、移行期の保障ということで、これまでの社会的養護はどうしてもつながりが閉ざされる、地域も色々なところに飛ばされるという当事者の経験があって、子供はどうにもできなかった背景がありますので、支援者を重ねていくという移行期の支援については私自身も非常に大事だと思っているので、共感しています。

子供へのヒアリングについてなのですが、世田谷区のほうでも実際にヒアリングは終わっておりまして、委員の方が各社会的養護の施設に訪問しまして、自立援助ホームや母子生活支援施設は訪問が叶わなかったのでアンケートという形で、なるべく全ての対象の施設、家庭養護のほうにアンケートを取るようお願いして、世田谷区はそのように実施をしていました。

ヒアリングについて、私も委員として参加をしたのですが、インケア中の子供については、この計画に基づく内容をヒアリングすることが非常に難しく、小学生は特に難しかったです。世田谷区は2時間取ってヒアリングを行ったのですが、集中力ももう1時間ちょっとたったら走り回ったり、かくれんぼしようって始まってしまったりして、なかなか大変でしたので、委員と事務局2人と、子供1人、2人とか、そういった密な感じで何とかもった、もたせたという感じです。

一方で、中学生、高校生に関しては、自分の言葉で発言ができていましたので、どうしても愚痴大会にはなってしまうのですが、活発に意見が出たので、年齢に応じたヒアリング方法は検討する余地があるのではないかと考えています。

世田谷区には令和5年7月から、居場所事業としてせたエールという場所を開所してお

ります。そこのアフターケア事業所の方と協力をして、対象者向けにヒアリングを行いました。システムアドボカシーという観点からも、やはり経験した当事者が当時を振り返って、この制度はどうだったとか、自分の措置はどうだったかというところを聞いた際には、やはり非常に計画に直結する意見が様々聞かれましたので、退所者にも聞くということも今回1つ入れていただきつつ、アフターケア事業者とのつながりも生かしていけたら非常によい意見がもらえるのではないかと考えています。

また最後なのですが、こども家庭庁のほうでも子供の意見を聴いた後のフィードバックというものを大切にしようということで、資料として公開したり、施設を通して子供たちに内容を紹介したりしているのです、そういったところも入れつつ、ヒアリングを実施していただければと考えています。

非常に大事な会議だと色々な方から言われておりますので、私もなるべく色々な方の声を聴きながら、冒頭、武藤委員から、資料を提出するなどしてより深い議論をとという意見がありましたので、補助資料などを出しながら、皆さんとよい計画にしていけたらと考えております。よろしく申し上げます。

○新保部会長 ありがとうございます。

隣の高田委員、何か御発言いただいてよいですか。中板委員もまだでしたか。お願いします。

○高田委員 先ほども皆さんから御意見があったのですが、子供へのヒアリングのところ、なかなか子供は自分の気持ちを言語化して話すということが難しいと思うので、特にイエスカノーで答えられる質問だと、どうしても困ったことはありますか、ウーン、ないかもというようなことになってしまうので、やはりそこは聞き方とか、シチュエーションとか、誰が聞くかとか、そういったことがとても重要ではないかと感じました。ありがとうございます。

○新保部会長 次回からもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、中板委員、何かお願いしてよいですか。

○中板委員 ありがとうございます。私からは、公衆衛生という立場と保健という立場から、社会的養育になる前提というよりも、そうならないようにということを考えたときに、予防的支援とか妊産婦への支援というところで、予防的に考えていくと妊娠期には、例えば具体的に言うと胎児の体重ですとかそういったことにも関心を寄せる必要がありますし、妊娠期に応援すべきこと、そして出産のときに応援すべきこと、出産の直後に応援すべき

こと、産後に応援すること、そういう中から改善すべき可能性、改善できる可能性のある家族環境ですとか、そういったことをしっかりと本当に伴走しながら寄り添って、一緒になって改善していくという、その見立てというものがとても重要になると思うので、単純に予防的支援という言葉というよりは、何か非常にきめ細やかな部分というものが必要なのではないか、そういった意味では、医療とか保健とか、そういったところとしっかりと連携していくということも、とても重要ではないかというように思いました。

あと、子供の意見というところなのですけれども、今少し具体的に言うと、資料13の一番最後のところに、「社会的養育推進計画改定に向けてのアンケート（子供向け）」というものがあるのですが、これは4つだけなのでこれからたくさん追加されるのかもしれませんが、これを見ていって、非常にやはり若干操作的ですし、子供向けなのかということが少しありまして、例えば、「どのくらい気持ちや意見を聞いてもらえていると感じますか」といったときに、子供にとって気持ちと意見というものは違うのではないかというように思いますし、それに対して、「たくさん聞いてもらえている、少し聞いてもらえている、あまり聞いてもらえていない、聞いてもらえていない、わからない」という選択肢で、たくさん聞いてもらえているというものはあるのですが、全然聞いてもらえていないというものはないので、非常に何かそういった意味で操作的だし、こちら側のものだというように感じています。

あと3つ目のところも、「気持ちや意見を伝えた人から、あなたの気持ちや意見についてどのように対応するか説明されていますか」という質問で、「説明されている、説明されていない」という回答。これは子供にとってというよりは、こちらが説明したかどうかということ为保障のために取るような質問であって、子供が意見を伝えたら、あなたの気持ちをあなたが納得のいくようにお話ししてもらえたのかという、子供側の納得という、そこに沿った形で、今回は前回と違う、子供の意見を私たちは真摯に聴いていくのだという、それはとても大きな前進だと思うので、そこを大きく打ち出していくという、そこはとても大事なところなのではないかというように思いながら、今日は聞かせていただきました。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

それぞれの専門性、そしてお立場、今までの御経験などを踏まえて、それぞれの御意見をいただいたことをとてもありがたく思います。ぜひこれを生かしながら、この専門部会を進めていきたいと思っております。

事務局として、次回のこととか何かあったら伝えていただいてもよいですか。もしくは御回答いただけることがあったら、それでも結構です。

○事業調整担当課長 すみません。先ほど御質問いただいていた件につきまして、お時間頂戴して失礼いたしました。御回答させていただきます。

一時保護委託につきまして、どのぐらいの割合というところで、一時保護委託を解除した時点後の統計しかないのですが、それに基づきますと、令和4年度1,000件ぐらいの一時保護委託解除の中で、児童養護施設につきましては160件強と、乳児院につきましても260件強、そして里親につきましては195件ということになります。

児童養護施設と乳児院を合わせまして40%ぐらいということと、里親につきましてはそのうち18%ぐらいとなっております。

また、2つ目の御質問の里親への一時保護委託から措置になった割合につきましては、統計としては出ていないのですが、一時保護所から外泊しながら里親委託になるというケースももちろんございますが、一時保護委託としながら、そこで実質の交流を経て、実際の措置、切り替わるということも多いということで、それぞれのやり方がございますので、割合としてはないのですがそういったやり方がございます。

以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○企画課長 様々な御意見ありがとうございます。子供の意見については、実施方法から質問内容まで今日たくさん御意見いただきましたが、まだ少しお時間もございますので、もしこの後また御意見があるようであれば事務局までお寄せいただければと思います。検討していきたいと思っております。

あと、先ほど古川委員からお話がありました家庭養育の維持に関する指標の需要見込みというところも、どう言ったらよいのかということも含めて、また少し御相談というか、検討させていただければと思いますので、御意見ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

本日の審議は以上になります。

事務局から今後の予定などをお願いいたします。

○企画課長 多岐にわたる、長時間にわたる御意見ありがとうございます。

次回、第2回の部会は8月6日火曜日の午後6時から、また第3回の部会は9月6日金

曜日の午後6時30分からの開催を予定しております。第4回、第5回の開催につきましても、これから日程調整をさせていただく予定でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の第1回専門部会はこれで終了とさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。また次回もよろしくお願いいたします。

午後8時01分

閉 会